

第62号様式(3)中「法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の更正・決定・加算金決定通知書」を「法人県民税・法人事業税・特別法人事業税更正決定等通知書」に、「管理番号」を「課税番号」に改める。

第62号様式の3(1)を次のように改める。

第62号様式の3（第40条関係）

第 号
年 月 日

様

富山県総合県税事務所長 

県民税利子割更正決定等通知書

次のとおり更正・決定及び加算金決定しましたから通知します。

特別徴収義務者番号		課税番号		支払年月		申告期限	
利子の種類							
更正（決定）の理由							
本 税	区 分	課税標準額（円）		税 額（円）			
	更 正（ 決 定 ） 額 ①						
	既に納入（納付）の確定した額 ②						
	過 不 足 額 ① - ② ③						
加 算 金	区 分	算定基礎となる税額(円)	率(/100)	加算金額（円）	既に納付の確定した額（円）	過不足額(円)	
	過少申告加算金 (加重対象分)						
	不申告加算金 (加重対象分)						
	重 加 算 金						
申告書提出年月日				加 算 金 計 ④			
指 定 納 期 限				納 入（納 付）す べ き 額 ③ + ④			

- この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第62号様式の3(2)を削る。

第62号様式の4(1)を次のように改める。

第62号様式の4（第40条関係）

第 号
年 月 日

様

富山県総合県税事務所長 印

県民税配当割更正決定等通知書

次のとおり更正・決定及び加算金決定しましたから通知します。

法人番号		課税番号		支払年月		申告期限	
金融商品の種類							
更正（決定）の理由							
本 税	区 分			課税標準額（円）		税 額（円）	
	更 正（ 決 定 ） 額 ①						
	既に納入（納付）の確定した額 ②						
	過 不 足 額 ① - ② ③						
加 算 金	区 分	算定基礎となる税額(円)	率(/100)	加算金額（円）	既に納付の確定した額（円）		過不足額(円)
	過少申告加算金 （加重対象分）						
	不申告加算金 （加重対象分）						
	重 加 算 金						
申告書提出年月日				加 算 金 計 ④			
指 定 納 期 限				納 入（納付）す べ き 額 ③ + ④			

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第62号様式の4(2)を削る。

第62号様式の5(1)を次のように改める。

第62号様式の5（第40条関係）

第 号
年 月 日

様

富山県総合県税事務所長 印

県民税株式等譲渡取得割更正決定等通知書

次のとおり更正・決定及び加算金決定しましたから通知します。

法人番号		課税番号		支払年月		申告期限	
更正（決定）の理由							
本 税	区 分			課税標準額（円）		税 額（円）	
	更 正（ 決 定 ） 額 ①						
	既に納入（納付）の確定した額 ②						
	過 不 足 額 ① - ② ③						
加 算 金	区 分	算定基礎となる税額(円)	率(/100)	加算金額（円）	既に納付の確定した額（円）	過不足額(円)	
	過少申告加算金 (加重対象分)						
	不申告加算金 (加重対象分)						
	重 加 算 金						
申告書提出年月日				加 算 金 計 ④			
指 定 納 期 限				納 入（納付）す べ き 額 ③ + ④			

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第62号様式の5(2)を削る。

第63号様式を次のように改める。

第63号様式（第40条関係）

第 号
年 月 日

様

富山県総合県税事務所長 印

法人事業税・特別法人事業税に係る確定申告書の提出期限の延長の承認等の通知書

このことについて、次のとおり承認（却下、取消し、変更）したから通知します。

1 法人の名称等

主たる事務所・事業所の所在地	
法人名	

2 承認等の内容

処分の別	事業年度および期間等	
延長処分	自 から 至	承認 月間延長 却下
延長の変更処分	自 について延長 至 申告期限	承認 却下
延長の取消し処分・廃止	自 から 至 延長承認の取消し・廃止	月間に変更

3 却下等の理由

--

1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。

2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを

提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
-

第67号様式(1)から第67号様式(4)までを次のように改める。

第67号様式(1) (第40条関係)

(表1)

領収済通知書									
加入者名	富山県総合県税事務所			口座記号番号		金額	円		
収納機関番号		納付番号				確認番号		納付区分	
納期限				年度		OCR-ID			
延滞金額	円			課税事務所				領収日付印	
合計金額	円			取りまとめ金融機関				領収日付印	
				取りまとめ店					
納税者氏名		様							
C V S 収 納 用									

納付書 (原符)	
加入者名	富山県総合県税事務所
口座記号番号	
納付番号	
確認番号	納付区分
税目	
納期限	
金額	円
延滞金	円
合計金額	円
納税者氏名	様
納付内容	
課税事務所	
領収日付印	

個人事業税納税通知書兼領収証書			
課税番号	所得年	業種	課税年度
税率	課税標準額		
%	円		
%	円		
%	円		
		減免額等	差引税額
		円	円
課税の根拠			
地方税法第72条の2及び富山県税条例第52条			
納付内訳			
区分			
税額	円		円
納期限	年 月 日		年 月 日
上記のとおり賦課しましたから納めてください。			
金額	円	左記金額を領収しました。	
延滞金	円	領収日付印	
合計金額	円		
年 月 日			
富山県総合県税事務所長			

(表2)

領収済通知書 ㊦ eL										
加入者名	富山県総合県税事務所	口座記号番号		金額						円
収納機関番号		納付番号		確認番号		納付区分				
納期限		年度				OCR-ID				
延滞金額		課税事務所		領収日付印						
	円	取りまとめ金融機関								
合計金額		取りまとめ店								
	円									
納税者氏名										
C										
V										
S										
収納用										

納付書 (原符) ㊦	
加入者名	富山県総合県税事務所
口座記号番号	
納付番号	
確認番号	納付区分
税目	
納期限	
金額	円
延滞金	円
合計金額	円
納税者氏名	様
納付内容	
課税事務所	
領収日付印	

個人事業税第2期分納付書兼領収証書 ㊦	
課税番号	所得年
課税年度	区分
金額	円
延滞金	円
合計金額	円
左記金額を領収しました。	
領収日付印	

(裏)

【延滞金について】

延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額です。

この場合、税額に1,000円未満の端数があるとき、又は税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算します。

【処分に不服がある場合の救済の方法】

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 2 1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき。
 - (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第67号様式(2) (第40条関係)

(表1)

個人事業税納税通知書

様

下記のとおり賦課しましたから納めてください。

課税番号		所得年	
業種		課税年度	
税率	課税標準額	既賦課分課税標準額	
%	円	円	
%	円	円	
%	円	円	
	課税済額	減免額等	差引税額
円	円	円	円
課税の根拠	地方税法第72条の2及び富山県税条例第52条		

納付内訳		
区分		
税額	円	円
納期限	年 月 日	年 月 日

年 月 日

富山県総合県税事務所長 印

(表2)

領収済通知書 <small>㊦</small> <small>el</small>									
加入者名	富山県総合県税事務所	口座記号番号		金額	円				
収納機関番号		納付番号		確認番号		納付区分			
納期限		年度				OCR-ID			
延滞金額		課税事務所		領収日付印					
	円	取りまとめ金融機関							
合計金額		取りまとめ店							
納税者氏名	様								
C V S 収 納 用									

納付書 (原符) <small>㊦</small>			
加入者名	富山県総合県税事務所		
口座記号番号			
納付番号			
確認番号		納付区分	
税目			
納期限			
金額	円		
延滞金	円		
合計金額	円		
納税者氏名	様		
納付内容			
課税事務所			
領収日付印			
[印]			

領収証書 <small>㊦</small>			
納付番号		確認番号	
課税番号		納付区分	
税目	個人事業税	年度	
期別			
申告処理区分		事務所	富山県総合県税事務所
納期限	年 月 日		
納付 (納入) する額	税額		円
	延滞金		円
			円
			円
	合計		円
左記金額を領収しました。			
金額		円	領収日付印
延滞金		円	
合計金額		円	
[印]			

(裏)

<p>【延滞金について】</p> <p>延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年 7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年 7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3パーセントの割合を超える場合には、年 7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額です。</p> <p>この場合、税額に 1,000円未満の端数があるとき、又は税額の全額が 2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算します。</p>	<p>【処分に不服がある場合の救済の方法】</p> <p>1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。</p> <p>2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>		
--	--	--	--

第67号様式(3) (第40条関係)

(表)

(裏)

個人事業税納税通知書

様

課税番号	所得年	業種	課税年度
税率	課税標準額	既賦課分課税標準額	
%	円	円	
%	円	円	
%	円	円	
	課税済額	減免額等	差引税額
円	円	円	円
課税の根拠			
地方税法第72条の2及び富山県税条例第52条			

納付内訳	区分		
	税額		円
	納期限	年 月 日	年 月 日

上記のとおり賦課しました。
 なお、この税額は、各納期限に下記ご指定の金融機関から口座振替により引き落としのうえ納付されます。

金融機関名	
預金種別	
口座番号	

口座番号は、一部非表示になっています。

年 月 日
 富山県総合県税事務所長 印

【延滞金について】

延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額です。

この場合、税額に1,000円未満の端数があるとき、又は税額的全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算します。

【処分不服がある場合の救済の方法】

- この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第67号様式(4) (第40条関係)

(表)

個人事業税納税通知書

様

次のとおり賦課しました。なお、この税額は、納期限に下記ご指定の金融機関から口座振替により引き落としのうえ納付されます。

課税番号	所得年		
業種	課税年度		
税率	課税標準額	既賦課分課税標準額	
%	円	円	
%	円	円	
%	円	円	
	課税済額	減免額等	差引税額
	円	円	円
課税の根拠	地方税法第72条の2及び富山県税条例第52条		

納付内訳		
区分		
税額	円	円
納期限	年 月 日	年 月 日

<振替口座>

金融機関名			
預金種別		口座番号	

口座番号は、一部非表示になっています。

年 月 日

富山県総合県税事務所長 印

【延滞金について】

延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額です。

この場合、税額に1,000円未満の端数があるとき、又は税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算します。

【処分不服がある場合の救済の方法】

1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。

2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第74号様式(1)を次のように改める。

第74号様式（第44条関係）

(表1)

領収済通知書 ㊦ ㊧										
加入者名	富山県総合県税事務所			口座記号番号			金額	円		
収納機関番号		納付番号				確認番号		納付区分		
納期限				年度				OCR-ID		
延滞金額				課税事務所			領収日付印			
	円			取りまとめ金融機関						
合計金額				取りまとめ店						
	円									
納税者氏名										様
CVS 収納用										

納付書 (原符) ㊨	
加入者名	富山県総合県税事務所
口座記号番号	
納付番号	
確認番号	納付区分
税目	
納期限	
金額	円
延滞金	円
合計金額	円
納税者氏名	様
納付内容	
課税事務所	

領収日付印

不動産取得税納税通知書兼領収証書 ㊩				
加入者名		富山県総合県税事務所		
口座記号番号				
課税年度	整理番号	課税番号	区分	共有者数
				ほか 名
不動産区分	取得原因	取得年月日		(㎡)
物件所在地	付表の課税物件の明細のとおり			
	取得持分	付表の課税物件の明細のとおり		
課税の根拠				
価 格 等	円	円		
控 除 額	円	円		
課 税 標 準 額	円	円		
税 率	%	%		
税 額	円	円		
減 額	円	円		
確 定 税 額	円	円		
納 期 限				
地方税法第73条の2及び富山県税条例第73条の規定により、 上記のとおり賦課しましたから納めてください。				
				左記金額を領収しました。
金 額	円	領収日付印		
延 滞 金	円			
合計金額	円			

(表2)

(附表)

◇課税物件の明細

No.	物件所在地	地目／用途	地積／床面積 (㎡)	価格 (円)	取得原因	取得年月日	取得持分

◇共有者の明細

氏名又は名称	住所又は所在地	持分

(裏)

【延滞金の加算について】

延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年 7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年 7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3パーセントの割合を超える場合には、年 7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額です。この場合、税額に 1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が 2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算します。

【処分に不服がある場合の救済の方法】

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第74号様式(2)を削る。

第76号様式(2)を次のように改める。

不動産取得税不動産価格通知書

地方税法第73条の21第2項の規定に基づき決定しました不動産の価格を次のとおり通知します。

(総合 分) 作成日 年 月 日 / 頁

番号	取得者住所										取得者氏名(名称)				個人番号・法人番号	持分分子	持分分母
取得物件所在地		用途	構造	地上地下	適用基準表	屋根仕上	取得原因	取得年月日		延床面積	住宅面積	1階面積	2階以上面積	地階面積			
	共同住宅種類・面積・区画数	減失家屋	再建築費評点数(点)														
	取得者住所										取得者氏名(名称)				個人番号・法人番号	持分分子	持分分母
	取得物件所在地		用途	構造	地上地下	適用基準表	屋根仕上	取得原因	取得年月日		延床面積	住宅面積	1階面積	2階以上面積	地階面積		
	共同住宅種類・面積・区画数	減失家屋	再建築費評点数(点)														
摘要																	

第79号様式の2を次のように改める。

第79号様式の2（第44条関係）

年 月 日

様

整理番号

富山県総合県税事務所長 印

徴収猶予通知書

次のとおり徴収猶予を決定しましたから通知します。

課税年度		納期限		不動産区分		取得者数	
所在地		他 件					
当初税額		徴収猶予の期間		年 月 日 から		年 月 日 まで	
内訳							
税目		課税番号		備考			
年度	期別	納期限					
		年 月 日		円			

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第79号様式の3を次のように改める。

第79号様式の3（第44条関係）

年 月 日

様

整理番号

富山県総合県税事務所長 印

徴収猶予取消通知書

次のとおり徴収猶予を取り消しましたから通知します。

課税年度		納期限		不動産区分		取得者数	
所在地		他 件					
当初税額		徴収猶予の期間		年 月 日 から		年 月 日 まで	
内訳							
税目		課税番号		備考			
年度	期別	納期限					
		年 月 日		円			

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第80号様式(1)中「第73条の27第1項」を「第 条 第 項において準用する第 条 第 項」に、

土 地	所 在 地	地 番	地 目	地 籍	平方メートル
特例適用住宅 建築工事	着工年月日		完成年月日		
上記土地に係 る耐震基準適 合既存住宅等 の旧所有者	住所（所在地）		上記土地に係る 耐震基準適合既 存住宅等の取得 年月日		
	氏名（名 称）				
上記土地に係 る耐震基準不 適合既存住宅 の耐震改修工 事	着工年月日		完成年月日		
受 取 口 座	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（利用する場合は、口座情報の記入は不要です。）。 ※ 次のいずれかの書類を添付してください。 <input type="checkbox"/> 個人番号カード（マイナンバーカード）の表裏の写し <input type="checkbox"/> 個人番号の記載がある住民票の写し及び本人確認書類（運転免許証の写し等） <input type="checkbox"/> 振込口座を指定する。				
受 取 口 座	<input type="checkbox"/> 振込口座を指定する。 <input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（口座情報の記入は不要です。）。 ※ 次のいずれかの書類を添付してください。 <input type="checkbox"/> 個人番号カード（マイナンバーカード）の表裏の写し <input type="checkbox"/> 個人番号の記載がある住民票の写し及び本人確認書類（運転免許証の写し等）				

を

に

改め、同様式を第80号様式とし、第80号様式(2)から第80号様式(10)までを削る。

第82号様式を次のように改める。